

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ダッカ県ダッカ市（ダッカ管区（人口約 45 百万人（2022 年国勢調査））対象施設）、チョットグラム県チョットグラム市（チョットグラム管区（人口約 34 百万人（同上）対象施設））、クルナ県クルナ市（クルナ管区（人口約 17 百万人（同上）対象施設））
- (3) 案件名：食品安全検査能力向上事業（Food Safety Testing Capacity Development Project）

L/A 調印日：2025 年 3 月 25 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における食品産業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国（以下、「当国」という）は国民一人当たりの GDP が 2015 年の 1,248 ドルから 2023 年には 2,529 ドルまで向上している（世界銀行、2023 年）。当国では、所得増加に伴う外食産業の普及などの食生活の変化等により、肥満やがん・糖尿病等の生活習慣病を患う人口が増え、国民の間で健康志向が高まっている。また、国内の流通網が発展途上の当国では、遠路からの生鮮食材の輸送・保存のためのサプライチェーンに課題も多く、市場に出回る食の安全性への関心が急速に高まっている。

具体的には、脆弱な食品安全検査体制等を背景として、農作物への農薬・化学肥料の過剰使用、飼料や水に含まれる基準値を超える鉛や重金属等の化学残留物による農畜水産物への汚染、食品加工段階での過剰な保存料・着色料の使用等による食品安全性への懸念がある。また、当国では、汚染された食品の摂取を原因とする、下痢性疾患や A・E 型肝炎等による健康被害への影響も指摘されている（JICA 情報収集・確認調査、2019 年）。

当国は、「国家農業政策 2012」において農産物の安全性確保の必要性を示し、2013 年に食品安全法を制定の上、2015 年に食糧省傘下に Bangladesh Food Safety Authority（以下、「BFSA」という。）を設立した。BFSA は、消費者の健康保護のためフードチェーン全体の安全性をモニタリングし、関連機関が食品安全の法規定に従うよう調整機能を果たし、従前縦割りで実施されてきた食品安全行政を科学的知見に基づき横断的に管理することを目指している。しかし、現状国内に十分な科学的根拠に基づき食品安全検査を行うことができる公的な検査施設は非常に限られている中、食品検査は民間業者への委託等を通じて行

われているが、民間業者による検査が十分な科学的根拠の下で実施されているか含め、その検査の信頼性についても懸念が指摘されている。このような背景から、食品安全検査の信頼性を高めるための検査施設や検査機材、人員体制の整備が求められている。また、当国は 2026 年に LDC（後発開発途上国）を卒業予定であるが、卒業後は特惠関税適用等の恩恵が受けられなくなることから、輸出品の国際競争力強化が求められている。足許では、縫製業頼りの産業構造からの脱却及び、高付加価値輸出産業の育成に取り組む意義が更に高まっている中、「国家産業政策 2022」（National Industry Policy 2022）においても、食品加工業発展の加速化に向けた農業と産業の連携強化や、輸出多様化に向けて重点的に取り組むべきセクターの一つとして農産品・食品加工業が位置付けられている。他方で、輸出品目となる水産物や野菜等で、サルモネラやボツリヌス菌、残留農薬、重金属など多様な違反事例が輸出先の国で検出されており、信頼に足る食品安全検査体制が整備されていないことが輸出促進に向けた大きな課題となっている。このため、当国では農産品や加工食品等に対する安全性向上を図り、輸出品目の増加や高付加価値化に繋げることが重要となっている。同様に、輸入検疫についても国内での検査体制が十分ではなく、輸入食品の検疫検査を行い健康に有害な食品が国内流通するのを防ぐための体系化された検査システム構築が求められている。

バングラデシュ政府は、2024 年 8 月の暫定政権樹立後も、既往借款案件の迅速な実施及び新規借款案件の検討加速化を継続する方針を示す中、本事業は引き続き優先度の高い事業と位置づけられている。

（２）食品産業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針（2018 年 2 月）における重点分野の中では、高度経済成長の実現に向けて民間セクター活動の振興及び人材育成に幅広く取り組むこと、農村部の生活環境改善・生計向上に資する支援、非感染性疾患対策を中心とする公的保健サービスの質の改善・強化支援を行う方針が示されており、本事業は食品安全の向上を通じて国民が受益可能な経済成長の加速化、非感染性疾患対策及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献する取り組みと言える。さらに、バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）では、産業多角化に向けて農業分野（含む食品加工業等）の強化と食品媒介疾患による健康被害の削減を目指し、食品安全検査施設・機材整備や食品安全検査能力強化への支援の検討を明記している。また、JICA グローバル・アジェンダ（農業・農村開発）においては、「食品加工産業の振興」や「食料安全保障の確保」の重要性を明記しており、本事業はこれら方針・

分析に合致する。加えて、日・バングラデシュ共同声明（2023 年 4 月）において、両首脳が、農産物・食品の加工・流通等の分野における協力の重要性を言及される中、当国農業省と日本農水省の間で食料及び農業分野における協力覚書が締結されている。また、日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）共同研究（2023 年 12 月）では食品加工及び農業分野における貿易及び投資促進が合意され、両国の協力関係の更なる発展が期待されている。FOIP 第二の柱である「食料安全保障」では、食料の生産・加工から消費に関わる一連の繋がりを強化し強靱で持続可能な食料システムの構築の必要性、「国際保健」では地域の健康安全保障強化の実現等が示され、本事業はこれらすべての方針に合致する。

（３）他の援助機関の対応

食品安全分野での協力は、国際食糧農業機関（FAO）が長年支援をしており、食品行政を進める上での法律・規則や戦略計画の策定支援、食品取扱事業者向けの研修（2013～2019 年）や、ブータン、バングラデシュなどアジア地域の数か国をモデルに食品安全を横断的に計測する指標を設定しモニタリングするプロジェクト（2019～2024 年）を実施。米国農務省（USDA）は、輸出市場における貿易障壁を撤廃し貿易の円滑化を図る事業や民間検査施設の認証システムの支援等、民間セクターの食品安全分野に係る支援をしている（2019～2025 年）。

3. 事業概要

（１）事業概要

① 事業の目的

本事業は、首都のダッカ市をはじめとする主要都市において、十分な科学的根拠に基づく食品安全検査が実施可能となるインフラ整備等を行うことにより、BFSA の食品安全検査能力の向上を図り、もって食品加工業の振興、産業多角化、安全性の低い食品に起因する疾病の予防等に寄与するもの。

② 事業内容

- ア) ダッカ市における食品安全検査棟（レファレンスラボ機能含む）、事務所棟、研修棟（以下、「中央ラボ」という）の新設（国際競争入札）
- イ) チョットグラム市、クルナ市における検査施設と事務所棟（以下、「管区ラボ」という）の新設（国際競争入札）
- ウ) 検査機材の整備（残留農薬検査機器、重金属・鉱物検査機器、微生物検査機器等）（国際競争入札）
- エ) コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工監理、組織体制及び検査能力強化等（ショート・リスト方式）

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：BFSA 職員、食品関連企業

最終受益者：バングラデシュ国民（約 1.72 億人（2023 年世銀））

（2）総事業費

約 41,345 百万円（うち、本借款対象額：28,699 百万円）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）

2025 年 3 月～2031 年 3 月を予定（計 73 か月）。全ての施設供用開始時（2031 年 3 月）をもって事業完成とする。

（4）事業実施体制

1) 借入人：バングラデシュ人民共和国政府（The Government of the People's Republic of Bangladesh）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：食糧省食品安全庁（Bangladesh Food Safety Authority, Ministry of Food）

4) 運営・維持管理機関：食糧省食品安全庁（Bangladesh Food Safety Authority, Ministry of Food）

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」（2021-2026 年）（以下、「STIRC」という）では、本事業の実施機関である BFSA の行政能力向上や立入検査体制の構築のほか、食品安全監視に必要な簡易試験検査の定着を図っている。デジタル化の観点では、右技プロの下で、これまでアナログで収集されていた食品検査結果を今後効率的に集約・管理すべく、データ登録・収集システムの構築を試行的に行っている。本事業を通じて食品安全検査棟や検査施設・機材が整備されることで、より広範かつ精密な検査体制を構築することが可能となり、相乗効果が期待される。また、STIRC では、省庁間調整を通じて一元的な食品営業許可制度の体制整備に向けた活動も行っており、信頼性の高い食品検査体制構築に向けては本事業と STIRC 間の密な連携を実施予定。技術協力「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業 振興プロジェクト」（2022-2025 年）では、市場のニーズに合う付加価値の高い作物の生産性向上に資する技術支援を実施中。本事業を通じ、特に残留農薬や残留抗生物質に対する基準と検査体制が整備された後には、より安全性の高い作物が流通する。また、円借款「フードバリューチェーン改善事業」（2020 年承諾）においては、農産物・食品加工企業向けに低利長期の資金供給を行うとともに食品安全向上に係る技術支援等を行い、農産物の高付加価値化、農産物バリューチェーン強化支援を実施中。同事業が貸付する食品加工企業は、海外輸出を行う大中規模の事業者が主な対象であり、本事業が整備する検査施設

で提供する検査サービスの利用から、BFSA が今後発行数を増やしていく食品輸出許可証の付与等で直接の便益を受ける可能性が高い。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

① 障がい配慮：施設設計段階で、ポーチなど段差のある部位でのスロープ整備や、バリアフリー仕様のトイレの設置等が計画されている。

② 感染症対策：現地の感染状況に留意しつつ、感染症対策に係る現地の法令や WHO のガイダンス等を参考に、感染予防対策が実施される予定。

(8) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

＜活動内容/分類理由＞協力準備調査にてジェンダー分析を行った結果、BFSA では、女性職員の妊娠後の業務内容の配慮の欠如から離職に繋がる状況であること等の課題が確認された。本事業は、ジェンダーアクションプラン（案）に基づき、施設設計・建設・実施段階等においてジェンダー主流化に資する各種アクションが推進される予定であり、ジェンダーに対応した労働条件の確保（妊娠中のフィールドワークの軽減、産前産後休暇の取得/育児休暇）等を目指す。よって、ジェンダー活動統合案件に分類。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値	目標値（2033 年） 【事業完成 2 年後】
微生物検査（件）	N/A	37,440 件/年
理化学検査（件）	N/A	31,800 件/年
（内訳）		
残留農薬（件）	N/A	11,400 件/年
抗生物質（件）	N/A	6,000 件/年
重金属（件）	N/A	8,400 件/年
食品添加物（件）	N/A	6,000 件/年

(2) 定性的効果

当国の食品加工業の振興、産業多角化、食品及び食品加工品に対する信頼性向上、食品安全性の向上を通じた輸出増加の効果、疾病の予防及び健康状況の改善。

(3) 内部収益率

以下の前提に基づき、本事業の経済的内部収益率（EIRR）は 28.2%、財務的内部収益率（FIRR）は算出不可となる。

【EIRR】

費用：総事業費、運営・維持管理費（いずれも税金を除く）

便益：本事業による輸出の増加と食品由来の疾病軽減による経済損失の減少（with ケース）と本事業を行わない場合（without ケース）との差額

プロジェクト・ライフ：35 年

【FIRR】

料金収入を伴う事業を主として行うものではないため FIRR は算定せず。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

2024 年 8 月に発足した暫定政権及び、今後総選挙後に樹立が予定される新政権下で大幅な政策変更が生じないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

チリ共和国向け技術協力「食品安全国家プログラム強化プロジェクト」（評価年度：2011 年）の事後評価等においては、検査室の検査・分析能力の発展のために、適切な検査室施設、機材、技術者の確保及び技術者に対する継続的な研修プログラムの実施が望ましいとの教訓が得られている。協力準備調査を通じて、本事業における、適切な検査室と検査機 材の導入及び、技術者に対する研修計画や施設・機材の維持管理計画の策定と実施について中長期的な計画を検討しており、段階的な技術支援及びコンサルティング・サービス等を通じて組織体制及び検査能力強化を図る予定である。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、当国の食品検査体制構築を通じた食品加工業等の活性化及び経済成長に必要な民間セクターの振興、食品媒介疾患による健康被害削減に資するものであり、SDGs のゴール 2（飢餓をゼロに）、ゴール 3（すべての人に健康と福祉を）、ゴール 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（１）今後の評価に用いる指標

４．のとおり。

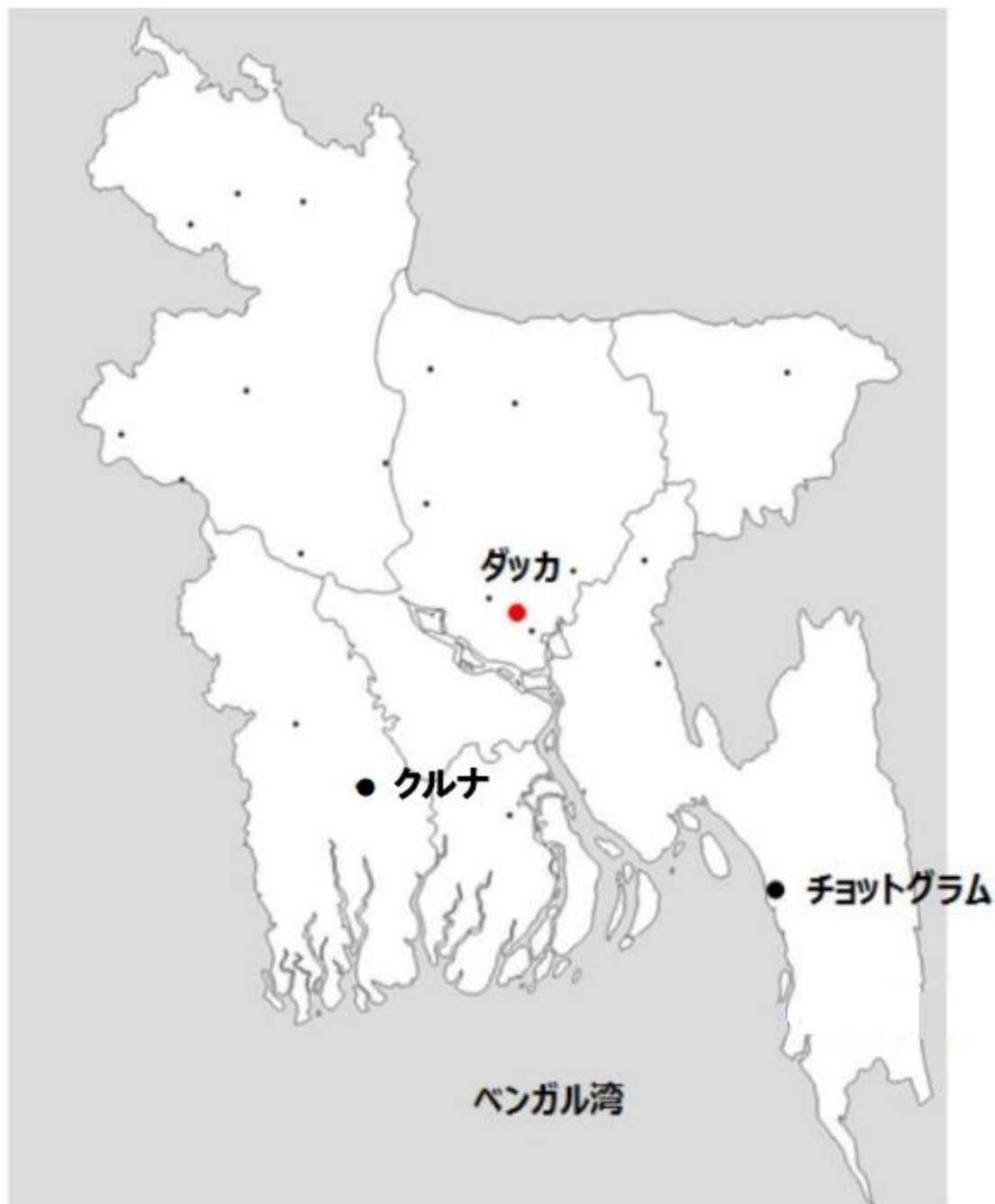
（２）今後の評価スケジュール

事業完成２年後 事後評価

以 上

別添資料 食品安全検査能力向上事業地図

食品安全検査能力向上事業 地図



出典：JETRO

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/a9f925604bdfedde.html>)、JICA 一部
追記